



ケロちゃん通信



～山形県消費生活センターニュース～

2020年8月号

脱毛・フキ整形など美容医療を受ける前に



てるみさん

てるみさん：夏本番！お肌に磨きをかけたいから**エステサロン**に行ってみたいの！ケロちゃん、どこか安いサロン、知らない？ ネットで探してみようかな♪

ケロちゃん：料金の安さだけで決めてはダメだケロ！あこがれの美容医療でも思いのほか料金が高額になったり、施術後の痛みややけどなどのトラブルも報告されているケロ！



県消費生活センターキャラクター
消費者教育推進大使
“ケロちゃん”



こんなエステサロンはダメ！

- メリットばかりを強調する。
- 断っているのに高額な施術を強く勧める。
- 「キャンペーンは今だけ」などと契約を急かす。

◇契約のポイント

- ・ 効果や料金、リスクなどの情報を集めよう。メリットばかりを強調する広告をうのみにしない。リスクやデメリットもしっかり確認しよう。
- ・ 契約する前に必ず契約書面に目を通し、施術内容、期間、金額、支払い方法、解約条件などをよく確認し、その場ですぐ契約しない。

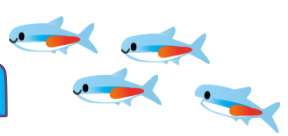
◇困ったらすぐに相談

・ 契約したものの考え直してやめたい場合は、契約書面を受け取ってから8日間は、クーリング・オフができます。困った時はすぐにお近くの消費生活相談窓口、

または『**消費者ホットライン188(いやや)番**』まで相談してください。



8月・9月の消費生活法律相談日



業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	8月 5日(水)	14:30～16:30	023-624-0999
	9月 9日(水)		

新サポーターに委嘱状を交付

7月17日（金）に山形県消費生活サポーターの委嘱状交付式を行いました。消費者啓発や情報収集など、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、今年度新たに9名の方をサポーターとして委嘱しました。交付式終了後に行われた研修会では、サポーター代表として須藤路子さん（山形市）からサポーターとしての活動内容について発表していただきました。



新サポーターの皆様よろしくお願ひします

【村山地区】大場万由美さん・田中喜一郎さん・鈴木浩子さん・高田泰子さん・大沼敦子さん・佐藤雄幸さん・高橋弥生さん【置賜地区】情野よね子さん・横澤正夫さん



「ケロちゃんのへや」へようこそ



暑くなってきたケロ～。ケロちゃん、暑いのが苦手だケロ～。山形の『冷やしラーメン』でも食べて頑張るかな。ところで、山形新聞の7月1日付紙面『ゆるゆる県内キャラリレー』っていうのさ、ケロちゃん取り上げてもらったケロ！「ステイホーム中に何しったっけ？」とか、「マイブームは？」とかインタビューされて恥ずかしいっけ～。県消費生活センターのホームページ「ケロちゃんのへや」にも遊びにきてケロな～♪

ホームページ「ケロちゃんのへや」アドレス

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/bosai/021006/kerochan/>



換気は大事だケロ



マイブームは川柳…



見てケロ！



電話してケロ



ストレッチ♪

山形県消費生活センター

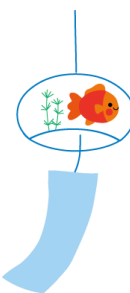
〒990-8570 山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で

検索 🔍



消費者ホットライン <188番> もご利用ください。